

令和6年度 佐賀県唐津市 旅行商品造成費用助成金のご案内

■ 助成対象

- (1) 旅行業法登録を行っている国内の旅行会社（ネットエージェント・ランドオペレーターも含む）
- (2) 代表者や役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び佐賀県暴力団排除条例に掲げる暴力団員の構成員等ではないこと

■ 助成条件

- (1) 唐津市内の宿泊が含まれる募集型、受注型企画旅行商品であること（1人当り1泊3000円以上）
- (2) 旅行商品名（ツアータイトル）に「唐津」、「からつ」、「Karatsu」のいずれかが含まれているもの

■ 助成金額

助成金は、①宿泊助成（旅行会社の収入）と、②交通費助成（お客様へ旅行代金の減額として還元するもの）の2つからなります。

$$\left(1,500\text{円} \times \text{宿泊数}\right) + \left(\text{交通費の半額} \text{（上限15万円）}\right)$$

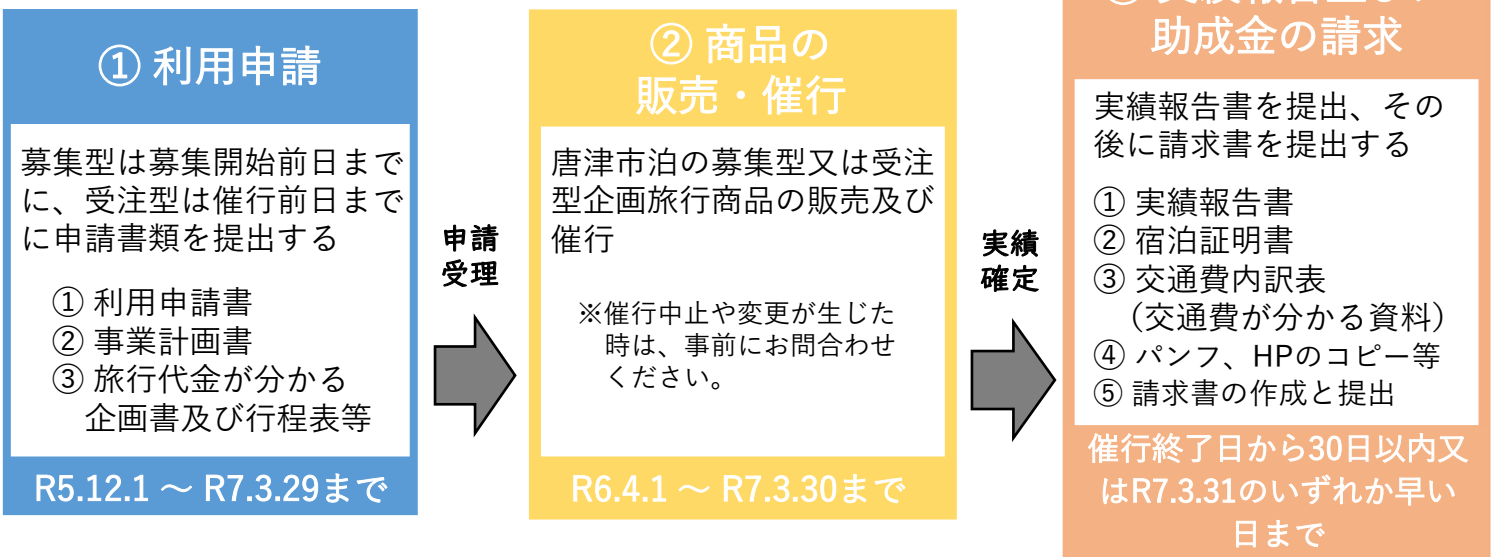
※ 1商品あたり上限は30万円です（①と②の合算が30万円まで）

※ 1事業部並びに1支店あたり5商品以内です（上限は150万円）

■ 注意事項

- (1) 交通費助成は、旅行商品のパッケージにあらかじめ含まれるものが対象です。
- (2) 交通費助成は、旅行代金の減額としてお客様へ還元していただきます。
- (3) 本制度には審査があります（受付順）。
- (4) 全体の予算が上限に達した時点で終了となります。

■ 助成までのフロー



問合わせ
申請先

一般社団法人 唐津観光協会 営業企画課

〒847-0816 佐賀県唐津市新興町2935-1
TEL:0955-74-3355 FAX:0955-74-3365
E-mail:expe@karatsu-kankou.jp

